

# 戸別所得補償 モデル対策がスタート

食料自給率の向上を図り、農業と地域を再生させるため、国は平成22年度から「戸別所得補償モデル対策」をスタートさせます。

このモデル対策は、水田農業の経営安定を目指す「米戸別所得補償モデル事業」と、自給率向上を目指す「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業が柱。①農家に直接所得補償すること、②米の需給調整の方法が大きく変わる。③食料自給率の向上を目指すことなどが大きな特徴です。

日本の農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。米戸別所得補償モデル事業によって、安定した水稲の生産体制を構築し、「水田利活用自給力向上事業」によって、収益性の高い作物に取り組み、水田農業の経営を確立しましょう。

## 米農家を支援

1反当たり1.5万円助成

## 「米戸別所得補償モデル事業」

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えるため、恒常的に生産費が販売価格を上回る米に対して、所得補償します。

## 交付対象者

米の生産数量目標（生産調整）の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者または21年度の出荷・販売の実績のある方。

## 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10aを差し引いた面積。10a以下の農業者は、助成の対象外となります。  
※調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番、面積、改善計画などを市に提出し認定を受ける必要があります。

## 交付単価

定額部分 (10a当たり)	15,000円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	22年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合にその差額を基に算定

## 麦・大豆・加工用米などに直接助成

## 「水田利活用自給力向上事業」

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦や大豆、野菜などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米並みの所得が確保できるときのよう支援します。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みにします。

## 交付対象者

○米の生産数量目標（生産調整）の達成にかかわらず助成の対象になります。

## 激変緩和措置

○「捨てづくり防止」の要件を達成しなればなりません。（収穫を行うこと。また、麦・大豆・新規需要米・加工用米などは出荷販売契約を取り交わし保存することなど）

交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域において、継続して作物を生産できるよう単価の調整を行います。ただし、21年度産地確立交付金などの助成対象者に限られます。

## 「加入申し込み」

交付金を受け取るためには、加入申請書、交付申請書などの提出が必要となります。詳しくは説明会などでお知らせします。

交付金は、12月～3月に国から農業者が指定した口座に直接支払われます。

## 担当者の目

これまで「加工用米」は、交付金の対象になっていませんでしたが、22年度は2万円/10aの交付対象となります。県下でも加工用米が不足しており、JAでも推進されているので、主食用米以外に加工用米の作付けがチャンスです。

## POINT モデル対策のポイント

1 これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきましたが、この方法では需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受してきました。しかし、戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援により担保することで、参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消します。

2 主食用米を作付けない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上させます。

## よくある質問

- 問 なぜ、サラリーマン農家（小規模農家）に所得補償するの？  
答 小規模農家も食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価し、意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取り組みを促していきます。
- 問 小規模農家を支援すれば、集落営農からの脱退につながるのでは？  
答 このモデル対策は、全国一律単価で交付金を交付することから、規模拡大や集落営農の組織化などで効率的な経営を行えば、所得が増加する仕組みです。
- 問 米の需給が緩むのでは？  
答 このモデル対策は、生産数量目標に即した米の生産を行った農業者を対象に所得補償をすることから、これまで需給調整に参加してこなかった農業者も新たに生産数量目標に即した生産を行うことが見込まれます。

## 問い合わせ

庄原市水田農業推進協議会事務局  
(農林振興課農業振興係 ☎0824-731132、各支所地域振興室、JA庄原各営農センター)

## 交付単価

作物	単価(10a当たり)
戦略作物	
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物	
① アスパラガス、ほうれん草、小松菜、ねぎ、きやべつ、わけぎ、広島菜、トマト、かぼちゃ、ブロッコリー、きゅうり、なす、ピーマン、ばれいしょ、だいこん、たまねぎ、イチゴ、きく、ぶどう	16,000円以内
② ①、③以外の野菜、花き、果樹など	10,000円以内
③ 花木、地力増進作物、景観形成作物	4,000円以内
二毛作助成(主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※不作付地(調整水田、保全管理)などについては、助成金が交付されません。その他作物は、作付状況によって交付単価が変動する場合があります。